



報道機関 各位

記者発表資料
令和3年1月12日（火）
問い合わせ先：都市経営戦略部
副参事：大熊 裕史
担当：五十嵐、盛月、森山
電話：829-1035
内線：2139

さいたま市市民憲章審議会から答申されます

市民憲章の制定に関し必要な事項を審議するため、令和2年9月27日にさいたま市市民憲章審議会に諮問しました。

このたび諮問に対し、令和3年1月14日に同審議会会長からさいたま市長へ答申されます。

記

- 1 日 時 令和3年1月14日（木） 午後2時15分から
- 2 場 所 さいたま市役所4階 市長室（さいたま市浦和区常盤六丁目4番4号）
- 3 出席者 さいたま市長 清水 勇人
さいたま市市民憲章審議会 会長 横道 清孝
さいたま市市民憲章審議会 職務代理 轡田 隆史
- 4 さいたま市市民憲章審議会の概要
 - (1) 審議会の設置
市長の諮問に応じ、市民憲章の制定に関し必要な事項を調査審議するため、審議会を設置
 - (2) 委員構成
20名
 - (3) 開催状況
 - ・第1回 9月27日
 - ・第2回 10月30日
 - ・第3回 11月20日
 - ・第4回 12月22日